

東京選挙区宗議会議員選挙公報

東京選挙区選挙管理会

宗議会議員選挙立候補者

那須 信純

所属寺 栃木組 慈願寺
所在地 栃木県那須烏山市

中央二丁目三番十五号

被選挙資格の区分

宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号

三期十二年に亘り皆様のご指導とご支援をいただき宗議会議員を務めさせていただきました。また三期目には入局の機会をいただき二年十一ヶ月間、参務の職務を遂行してまいりました。皆様にお育てを賜りました経験を経験として、この度四度目の立候補をさせていただきます。

十二年前の宗議会議員一期生の時に、先輩議員から「宗門法規」の熟読を強く勧められました。立法院の議員たるもの法規を学ばずして宗政を語ることはできないとの言葉を胸に、「法規総覧」を数度読み返し、条例、達令、内規の成り立ちと関係性を学びました。私には宗会議員の中で最も法規を読み込んだことの自負があります。

宗議会において、新しい会派が結成されその動向が注目されていますが、近年議会運営の手続きや慣例が軽んじられる傾向があります。議員が法規を熟読していない事のあらわれです。情を以て理を押しつけていくのではなく、理を弁えた上で情を発信すべきと考えます。議員各々が学習研鑽を重ね、付託に応えていけるよう深く思慮しなくてはならないと感じています。

宗政においては第八回教勢調査が実施され、その報告には、教勢はかつて表現されていた「停滞」から「衰退」へと衝撃的な文言が示されています。多くの問題が山積し、日々新たな課題が投げかけられています。「念仏の教えを」次世代にどう伝えていくのか。どのような視座をもって一人ひとりが宗門に関わるのかが問われています。

かつての教団問題を経て獲得していった宗憲全文には「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。」とあります。「同朋公議」の理念を尊重することは当然です。同時にコストと時間を勘案しスピード感をもって対応することの重要性を痛感しています。

宗議会議員就任以来、宗務機関のあり方や職員のあり方が、一般社会と乖離せず組織体として普通のものであることを願い活動してきました。既得権や一部の特権を温存していることを憂慮し、事あるごとに指摘し続けてまいりました。遅々たる進捗状況の中、今後制度が見直され、一定の成果が表現されていくことに微力を尽くしたいと考えています。

【経歴】

内 局 参務 宗務改革推進本部長 儀式指導研究所長 首都圏教化推進本部長

災害救援本部長

宗議会 運営委員長 予算委員長 請願委員長

長

真宗興法議員団

政策調査会長 副幹事長事務局長

関係団体

公益社団法人「大谷保育協会」副

理事長

宗議会議員選挙立候補者

岩寄 徹

所属寺 川崎組 徳泉寺
所在地 神奈川県川崎市川崎区

旭町一丁目一四番一三号

被選挙資格の区分

宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号

「首都東京の現場から訴える」

私は二〇二一年宗議会に立候補し、その任期を務めてきました。その間、宗会での一般質問や、予算委員会、決算委員会にて、首都圏の住職として、現場に立った上での質問や意見を述べてまいりました。本山東本願寺（旧東京本願寺）を名のる宗教法人

による、納骨施設のテレビコマーシャルによつて、そこに誤って納骨してしまう門徒様が多い事実を語り、東本願寺という同一の宗教法人名が存在していることの問題点を訴えました。また、中華人民共和国によるチベット、ウイグル、内モンゴルに対する過酷な人権弾圧。北朝鮮による日本人拉致も教団的課題にすべきだと提起して参りました。ところで、私は教区「同和」

協議会の一員として「部落差別克服の教学の構築」を根本課題におき、中世被差別民史や中世の文化、そして親鸞聖人についてだけではなく、聖人とは同時代に生きた源空、弁長、証空、一遍、叡尊、忍性、日蓮等を学び、パーリ律、円頓戒などについても学んでまいりました。そのような学び

は「是旃陀羅」問題を受けとめる際に役立つことになりましたが、とりわけ中世被差別民史の知識は大いに役に立ったと考えています。このような知識は聖人の著作を読む際に、中世人親鸞の言語の背景として機能していたことを見いだすこととなります。これは聖人の教えが中世の歴史・社会のただ中で妥当していたことを表しています。真宗学では聖人の教えの普遍妥当性を前提にしていますが、歴史的、社会的には相対的であるということになります。実際に東京という地では普遍妥当性が崩れているのです。ところで東京教区では「是旃陀羅」問題に関して、教団方針に則り全組を対象とした研修を進めています。数組からの研修の要請に応じ、「同和」協議会から講師を派遣し、「御同朋を生きる」を手だてとして研修を行っています。今後も未実施組に呼びかけていく所存です。ところで、現在講師は二人が勤めていますが、次世代を担う人材の育成が急務となっています。そのため、現地学習会や基礎講座などを実習の場にし、講義を分担してもらいなどの方法を取っています。しかしながら人材育成には資金が必要となりますが、教務所の理解が得られず、育成に手間取っております。他教区でも同じ様な事が起こる可能性がありますので、教団として人材育成ができる体制構築を訴えて行きたいと考えています。

宗議会議員選挙立候補者

たんぼ
旦保 立子

所属寺 埼玉組 宗泉寺

所在地 埼玉県さいたま市大宮区

浅間町二丁目一五九番地一

被選挙資格の区分

宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号

50代後半、宗議会議員被選挙資格拡大（住職のみから教師へ、住職の同意必要）によって、ある意味、満を持して立候補し、選挙を経て議員とならせていただきました。そして、今に至っています。

すでに、年齢70歳を経て、改めて、私自身の宗議会での歩みを顧みた時、やはり、宗憲前文が拠って立つところであったと思います。同朋社会の顕現、本廟護持、何人の専断専横を許さない、運営はあまねく同朋の公議公論に基づくことを宗門運営の根幹としていることです。このことを今現在まで、具体的な課題の中で果してきただろうかということが、私の中での反芻です。そして、今回、再度議員に立候補するにあたり、見過ごしてきた文言があります。それは、昭和33年（一九五八年）11月、文書部長・竹田淳照氏の宗門法規制定の根本「緒言」（法規総覧1頁）です。

「わが宗門は、宗祖聖人によって開顕せられた本願念仏の道を、一切衆生と共に歩んでゆく教団であって、この教団を統理するものが如来の教法以外にはないという

ことである。宗団の一挙手一投足は、本願を宗として行動され、細大の営みが念仏に帰することをもつて至極とする。宗門のあらゆる法規も亦この根本をふまえて制定されるものである（一部抜粋）」と。これを心に刻んだ時、教団の形、いわゆる、宗門の存在意義を現状の中に具体的に確認されねばならないと思いました。

教団の形、まさしく一九九九年に提起された門徒・同朋に開かれた寺院運営、男女両性で形づくる教団、このことが法規の中で発露されねばならないと思います。

坊守制度制定百年を迎えた今、「傍生」という生き方を強いられ、呼称としての存在にもかかわらず、なぜか得度することを勧められ、住職の配偶者として坊守の存在を規定してきました。坊守制度が住職中心・僧侶中心・男性中心であることを問う男女僧俗が、平等に大らかに形づくられることを歩みとしたいと思います。

そして、宗門の形を考えると、宗門全体が親鸞聖人の教えと真宗大谷派法規制定の意義（緒言）を再確認し、同朋社会の顕現を軸にして制度改革を進めねばならないと思います。従属の枠組みからの解放は、老若男女を問わず一人として見いだされていくことになるのではないのでしょうか。

ハラスメントの問題、専修学院の問題、宗門（私）が悲しい人を生み出すことをしてはならないのです。この度の立候補はこのような思いを議会に届けることを願っていたしました。

【宗議会議員選挙条例第 62 条第 4 項に基づく告知事項】

(1) 選挙の告示日以降から選挙公報の発行に至るまでの間の告示事項

東京選管告示第2号 2025年8月22日 東京選挙区選挙管理会	
このたび、宗議会議員選挙条例第40条第1項により、下記のとおり総選挙を実施するため、同条例第47条第1項により告示する。	
記	
1 選挙の期日	2025年9月15日
2 立候補の届出期間	2025年8月25日から8月27日まで
3 選挙運動の期間	立候補届出の日（受理後）から9月11日まで
以 上	

東京選管告示第3号 2025年8月22日 東京選挙区選挙管理事務長 中根 慶滋	
来る9月15日施行の宗議会議員選挙の選挙係について、下記のとおり選定したので、宗議会議員選挙条例第29条により告示する。	
記	
選挙係	大江 覚成
同上	菴原 宏行
同上	菴原 憲行
同上	川崎 大悲
同上	西山 美波
同上	松井 天志
同上	小松 宏耀
同上	寺本 智真
同上	洲崎 善裕
同上	掛川 聖玄
同上	佐々木 弘明
同上	菊巒 顕純
同上	野口 唯照
以 上	

東京選管告示第4号 2025年8月25日 東京選挙区選挙管理会	
来る2025年9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。	
記	
1 候補者の氏名	那須 信純
2 所属する寺院・教会の名称	東京教区 栃木組 慈願寺
3 所在地	栃木県那須烏山市中央二丁目3番15号
4 推薦届出人の氏名	[空白]
以 上	

東京選管告示第5号 2025年8月25日 東京選挙区選挙管理会	
来る2025年9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。	
記	
1 候補者の氏名	岩寄 徹
2 所属する寺院・教会の名称	東京教区 川崎組 徳泉寺
3 所在地	神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目14番13号
4 推薦届出人の氏名	[空白]
以 上	

東京選管告示第6号 2025年8月26日 東京選挙区選挙管理会	
来る2025年9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。	
記	
1 候補者の氏名	旦保 立子
2 所属する寺院・教会の名称	東京教区 埼玉組 宗泉寺
3 所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目159番地1
4 推薦届出人の氏名	[空白]
以 上	

東京選管告示第7号 2025年8月28日 東京選挙区選挙管理会	
来る9月15日施行の宗議会議員選挙は、宗議会議員選挙条例第69条第1項により投票を行わないこととなったので、同条第2項により告示する。	
以 上	

(2) 選出すべき議員の定数	3人
(3) 投票所及び投票管理者に関する事項	[空白]
(4) その他教区選管が必要と認めた事項	[空白]
以 上	